

令和5年12月12日

県内の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザを疑う事例（1例目）
について

12月7日に茨城県那珂市で回収されたキンクロハジロ1羽の死亡個体について、12月11日、環境省が遺伝子検査を実施したところ、今シーズン（令和5年10月～）1例目となるA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。

これを受け、環境省が回収地点の周辺10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定しました。当該区域内の野鳥の監視を引き続き強化します。

1. 経緯

- 12月7日（木）
- ・那珂市で発見されたキンクロハジロ1羽の死亡個体を回収
 - ・県が簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陰性を確認
- 12月11日（月）
- ・環境省が（国研）国立環境研究所で遺伝子検査*1を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応
 - ・環境省が回収地点の周辺10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定

※ 今後、環境省（（国研）国立環境研究所）において高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査*2を実施予定です。

※ 現時点では、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。

（今後の遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ陰性となることもあります。）

*1 A型鳥インフルエンザウイルスに特有の遺伝子を確認するための遺伝子検査

*2 ウイルスの血清型（H5又はH7亜型）の検出や病原性を判定する遺伝子検査

2. 対応

「野鳥監視重点区域」内における野鳥の監視を引き続き強化します。

（12月11日の指定区域は、既に指定されている笠間市における当該区域と一部重複する指定となります。）

3. 留意事項

（1）鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

（2）周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。

（https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf）

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

県環境政策課HP (<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>)

【今シーズンの全国での高病原性鳥インフルエンザ発生状況】 (12月12日15時 環境省更新 現在)

- ・野鳥 : 1都1道13県 58件
- ・飼養鳥 : 1県 1件
- ・家きん : 4県 4件 ※うち本県1件

【今シーズンの県内における鳥インフルエンザ発生状況】

・野鳥

	回収地点 (市町村)	回収日	簡易検査 結果判明日	遺伝子検査状況	野鳥監視重点 区域指定日	野鳥監視重点 区域解除日
1例目	那珂市	12/7	12/7 簡易陰性	12/11 A型鳥インフルエンザ陽性 (高病原性か否か について検査中)	12/11	1/4 (予定)

・家きん

	発生地点 (市町村)	簡易検査 結果判明日	遺伝子検査による 疑似患畜確定日	防疫措置完了日	野鳥監視重点 区域指定日	野鳥監視重点 区域解除日
1例目	笠間市	11/26 簡易陽性	11/27	11/30	11/27	1/4 (予定)